

国海員第 109 号
令和 3 年 7 月 21 日

交通政策審議会

会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣
赤 羽 一 嘉



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 386 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
有限会社パーム	大分県津久見市港町7番17号